

ドナルド・キーン・センター 柏崎 DONALD KEENE CENTER KASHIWAZAKI

拝啓 清秋の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は当財団の奨学事業へのご高配に対し、ありがたく厚く御礼申し上げます。

当財団は、1976年（昭和51年）11月に株式会社ブルボン（当時 北日本食品工業株式会社：菓子製造販売 本社新潟県柏崎市）三代目社長吉田高章が創業50周年にあたって、財団法人吉田奨学財団として設立。地方産業の振興は地方人材の育成にありとの信念に基づき、奨学援護を行い、もって人材の育成、教育の振興に寄与することを目的に奨学事業を実施しております。2018年にはより一層社会への貢献を図るために、奨学事業における奨学生募集地域を新潟県・山形県・長野県・福島県へ拡大し、更に2021年度には新潟県・長野県及び東北6県に拡大しております。

2013年4月、当財団は公益財団法人の移行認定を受け、公益財団法人ブルボン吉田記念財団となり、ご縁のある日本文学研究者ドナルド・キーンコロンビア大学名誉教授の「人となり」や「業績」を紹介し、後世に伝え遺すことを目的とした文化資料館（文学館）「ドナルド・キーン・センター柏崎」の運営事業を新たに加え、奨学事業とともに事業の柱とし、その事業の実施により、社会における人材育成、教育の振興並びに心身の健全な発展に貢献すべく活動をしている次第です。そのドナルド・キーン・センター柏崎は同年9月21日に開館し、この度開館9周年を迎えることができました。ドナルド・キーン先生は、2019年2月に96歳でご逝去され日本文学研究の旅にピリオドを打たれましたが、当センターでは、ドナルド・キーン先生の生誕100年となる本年は常設展示に加え、記念特別企画展「写真で綴るドナルド・キーンのあゆみ 思い出の一枚、私の一言」を開催しております。コロナ禍の中ではありますが、これらの活動が継続できておりますことは、ひとえに皆様からのご厚情のおかげと感謝申し上げます。

つきましては、当財団の活動をご理解の上、広く先生、生徒の皆様にご紹介いただきたく、不躰ながら、当センターのパンフレットを「奨学生募集についてのお願い」に同封させていただきました。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝を祈念申し上げます。

敬 具

2022年9月吉日

公益財団法人ブルボン吉田記念財団
ドナルド・キーン・センター柏崎
職員一同

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団 奨学金貸与規程

第1章 総 則

第1条（奨学生の資格）

この財団が学資を貸与する場合は、学力優秀でありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

2 この財団から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

第2条（奨学金の額および貸与期間）

奨学金の額は月額 30,000 円以内とし、その貸与期間は貸与を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

第3条（願出の手続）

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書（誓約書を含む）に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- ① 履歴書（自筆のもの）
- ② 家族状況調査書
- ③ 学業成績証明書（調査書）および医師の診断書
- ④ 在学校長の推薦書
- ⑤ 写真（履歴書に貼付）

2 前項の連帯保証人は2名（未成年者を除く）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とする。

3 願書提出の期限は、毎年12月末日（休日を除く）とする。

4 上記第2項の連帯保証人が、不在の場合については、本財団に相談のうえ、対応を検討することができる。

第4条（奨学生の採用）

奨学生の採用は、理事2名以内および学識経験者3名（評議員を含むことができる）による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在学学校を経由して本人に通知する。

第5条（奨学金の交付）

奨学金は、毎月1か月分ずつを交付することとし、特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて交付することができる。

第6条（奨学金領収証の提出）

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第7条（学業成績の報告と奨学金継続願の提出）

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第8条（奨学生の異動届出）

奨学生は次の各号の1に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- ① 長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第9条（転学または退学による奨学生の取扱い）

奨学生が転学または、退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第10条（奨学生の延長）

奨学生が大学院に進学し、大学院在学期間について奨学金貸与の継続を希望する場合は、在学証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

(記)

1. 第47回(2023年4月入学)奨学生募集人員

大学生 25名

2. 奨学金貸与額および返済の方法

貸与月額	1人当り貸与額(正規の修学期間)	返済の方法
30,000円/月	30,000円×12ヵ月×4ヵ年=1,440,000円	卒業後2年目から10年間で割賦返還、無利息

注) 医学部、薬学部学生は貸与年数6年

3. 出願の手続

下記の提出書類を在学(卒)高等学校を經由して提出してください。

提出書類	選考別提出書類		財団所定の様式
	第1次選考	第2次選考	
出願時提出	1. 奨学生願書	○	○
	2. 履歴書(自筆、写真貼付)	○	
	3. 家族状況調査書	○	○
	4. 奨学生推薦書	○	○
	5. 調査書(本年1学期まで)	○	
	6. 健康診断書(校内診断票写で可)	○	
進学決定時提出	7. 所得証明書(市町村発行)		○
	8. 合格通知の写		○
	9. 誓約書(連帯保証人連署)		○
書類提出の締切日	2022年12月末	2023年3月25日	
採否通知の発信予定時期	2023年2月初旬	2023年4月中旬	

4. 同封書類(複数の方が出願される場合は、コピーを取ってご使用ください)

1) 奨学金貸与規程

2) 奨学生願書および家族状況調査書用紙

3) 奨学生推薦書用紙

* 誓約書は、第1次選考結果の通知時にお送りいたします。

5. 履歴書は、市販のものをご使用ください。

6. ご不明な事項等のお問合せは、当財団事務局 担当:佐藤、前澤

(電話) 0257-21-9223 (FAX) 0257-28-5755 までご連絡ください。

なお、上記募集関連の書類は当財団の奨学生採用のための資料、および採用された後の奨学生としての管理目的以外に使用するものではありません。

以上